

## エネファーム導入 W 補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 松江市ガス局（以下「ガス局」という。）の交付する家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）導入に伴う補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）の規定を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、松江市の定める「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付を受けるエネファームについて、補助金を交付することにより導入を促進し、カーボンニュートラル実現に向けて温室効果ガスの削減とエネルギーの省力化を図ることを目的とする。

### (補助対象者等)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、当該年度に松江市の定める「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の補助対象者で、ガス局と都市ガスの小売供給契約を締結するエネファームの設置者とする。

2 リース又はこれに類する契約形態により補助対象設備の貸付を行う法人その他団体及び個人は対象としない。

### (補助金の額)

第4条 本補助金の額は、対象となる「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」と同額とする。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付決定後にエネファーム W 補助金交付申請書（第1様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」補助金等交付決定通知書の写し
- (2) エネファームの発電出力の値及び燃料の種類が確認できるもの
- (3) エネファームの設置場所の現況写真
- (4) エネファームの設置場所の位置図
- (5) その他、ガス事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 管理者は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに本補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 管理者は、第6条第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれ  
決定  
に条件を付した場合は、その条件をエネファーム導入W補助金等交付 通知書(様式第  
2号) 却下  
により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」補助金等確定通知書交付日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) エネファームの設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅全体の写真
- (2) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」補助金等確定通知書の写し
- (3) エネファームの保証書の写し
- (4) その他、管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び支払)

第9条 管理者は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付する補助金の額を決定したときは、エネファーム導入補助金交付確定通知書(様式第4号)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

2 管理者は、前項の通知において必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 第6条第1項の規定により補助金の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、第5条第1項の規定により行った申請を取り下げるときは、エネファーム導入補助金交付申請取下届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付決定が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前条の取下届を提出したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(手続代行者)

第 13 条 本補助金の交付を受けようとする補助決定者は、第 5 条第 1 項に規定する交付申請、第 8 条に規定する実績報告及び第 10 条に規定する申請の取下げの手続きについて、エネファームを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者となり得る者が複数いるときは、そのうちの 1 人を手続代行者とするものとする。
- 3 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助決定者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律案 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 4 ガス局は、手続代行者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(調査等)

第 14 条 管理者は、補助金の交付の適正かつ円滑な実施を図るため、補助決定者又は手続代行者に対し、現地調査等を行うことができる。この場合において、補助決定者及び手続代行者はこれに応じなければならない。

(取得財産の管理)

第 15 条 補助決定者は、当該補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間（6 年）において、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(処分の制限等)

第 16 条 補助決定者は、当該補助事業により取得した財産等について、管理者の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

(終期)

第 17 条 この要綱の終期は、令和 5 年 3 月 31 日とする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

エネファーム導入W補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市ガス事業管理者

次のとおりエネファーム導入W補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ 氏名		印
住所	(〒 - )	
電話番号		

2 手続代行者（申請者が自ら手続をする場合は記入不要）

フリガナ 事業者名		印
事業所在地	(〒 - )	
担当者名		
電話番号		

3 設置工事

機器の設置場所	(〒 - )
着工予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

4 設置機器

設置台数	台	
燃料電池ユニット	メーカー名	
	型式	
貯湯ユニット	メーカー名	
	型式	

5 通知書等の送付先（いずれかにチェック）

<input type="checkbox"/> 申請者（住所地）	<input type="checkbox"/> 手続代行者
-----------------------------------	--------------------------------

6 添付書類

- (1) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」補助金等交付決定通知書の写し
- (2) エネファームの発電出力の値及び燃料の種類が確認できるもの
- (3) エネファームの設置場所の現況写真
- (4) エネファームの設置場所の位置図
- (5) その他管理者が必要と認める書類

7 松江市暴力団排除条例に基づく暴力団の排除のための誓約

- (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1) 又は (2) に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。  
 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

様式第2号（第7条関係）

決定  
エネファーム導入W補助金交付 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

松江市ガス事業管理者<sup>㊞</sup>

年 月 日付けで申請のあったエネファーム導入W補助金の交付について、次  
と お り 決 定  
の したので通知します。

理由により申請を却下

決 定	補助金の額	円
	設置台数	台
	決定番号	
	交付条件	
却 下	理 由	

※ 補助金の額は、機器の設置工事の完了後に提出いただくエネファーム導入W補助金実績報告書により確定し、その後に交付します。

様式第3号（第8条関係）

エネファーム導入W補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

（あて先）松江市ガス事業管理者

次のとおりエネファームの設置工事が完了したので報告します。

1 申請者

決 定 番 号	
フ リ ガ ナ 氏 名	印
住 所	(〒 - )
電 話 番 号	

2 手続代行者（申請者が自ら手続をする場合は記入不要）

フ リ ガ ナ 事 業 者 名	印
事 業 所 在 地	(〒 - )
担 当 者 名	
電 話 番 号	

3 設置工事及び設置機器

機器の設置場所	(〒 - )	
工 事 着 工 日	年	月 日
工 事 完 了 日	年	月 日
設 置 台 数	台	
燃料電池ユニット	メーカー名	
	型 式	
貯湯ユニット	メーカー名	
	型 式	



4 助成金の振込先（口座名義は、申請者のものに限る。）

金融機関名			支店名					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
フリガナ 口座名義人								

5 添付書類

- (1) エネファームの設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅全体の写真
- (2) エネファームの保証書の写し（機種名及び日付の記入があるもの）
- (3) その他管理者が必要と認める書類

- (1) 機器の設置状況が分かる写真（表示ラベル（機器型番）及び機器の全体を写したもの）
- (2) 機器の保証書の写し（機種名及び日付の記入があるもの）
- (3) 住民票の写し又は運転免許証の写し（助成決定者の住所が対象機器の設置場所と異なる場合又は助成決定者が団体である場合にあつては、助成決定者が対象機器を使用することを証する書類）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

エネファーム導入W補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松江市ガス事業管理者 印

年 月 日付けで実績報告のあったエネファーム導入W補助金の交付について、  
次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付決定額	円
振込予定日	年 月 日
交付条件	

（補助金の振込口座）

金融機関名				支店名					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
フリガナ 口座名義人									

様式第5号（第10条関係）

エネファーム導入W補助金交付申請取下届

年 月 日

（あて先）松江市ガス事業管理者

次のとおりエネファーム導入W補助金の交付申請の取下げを届け出ます。

1 申請者

決定番号	
フリガナ氏名	印
住所	(〒 - )
電話番号	

2 手続代行者（申請者が自ら手続をする場合は記入不要）

フリガナ事業者名	印
事業所在地	(〒 - )
担当者名	
電話番号	

3 申請を取り下げる理由

- 補助金が不要のため
- 他の補助金を利用するため
- その他 ( )